

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	障害児福祉手当の再認定	
根拠法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第19条</li> <li>・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条及び第1条の2</li> <li>・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条</li> <li>・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年社更第162号 厚生省社会局長通知）</li> </ul>	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の程度（昭和60年社更第162号 厚生省社会局長通知）</li> <li>・ 堺市の区域内における住所の有無</li> <li>・ 受給資格者の年齢（20歳未満であること。）</li> <li>・ 障害を支給事由とする給付（特別障害者手当等の支給に関する法律施行令第1条の2で定める給付。）の受給の有無</li> <li>・ 障害児入所施設その他これに類する施設（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条で定める施設。）への収容の有無</li> <li>・ 所得要件（法第20条及び第21条並びに政令第5条、第7条及び第8条）</li> </ul>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	